

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会

役員及び評議員の報酬・費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定により、本会の役員及び評議員の報酬・費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第18条第1項の規定による理事・監事をいう。
- (2) 評議員 定款第6条第1項の規定による評議員をいう

(報酬の支給及び費用弁償)

第3条 役員及び評議員については、報酬は支給しないこととする。ただし、その職務のため交通費の実費が発生した場合には、本会職員の旅費に関する規程に基づき費用を弁償することができる。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。